

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第65号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、 <u>チーム長</u> 、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務局次長、事務次長、教授、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、監察員、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、生活指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、船員、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、理療師、看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、自動車整備士、運転士、守衛、交換手、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、道路技術員、現業	別表（第2条関係） 部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務局次長、事務次長、教授、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、監察員、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、生活指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、船員、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、理療師、看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、自動車整備士、運転士、守衛、交換手、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、道路技術員、現業主事、寮母、

主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、
保安全管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬
事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導
員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛
生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築
主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理
員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅
監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委
員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁
業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理
員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び
現金取扱員

寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安全管理員、
液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒
物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生
指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防
疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監
視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防
技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主
事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、
森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路
監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出
納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。